

安全に係る緊急対応ガイドライン（緊急度について）

※緊急度については、教育委員会または学校が状況等を勘案し総合的な判断を行います。

緊急度	事 例	対 応	備 考
緊急度 1	①国や大阪府より一般的な情報提供があった場合。 ②町内や近隣市からの不審者情報があり、差し迫って危険がないと思われる場合。	・教職員に周知。 ・原則、放送等で児童に周知。	
緊急度 2	①府内や近隣府県で子どもに係る事案等が発生した場合。 ②町内で軽微な事件、事故が起こった場合。	・教職員に周知。 ・原則、放送等で児童に周知。 ・ミマホルメを配信。 ・内容を記載した書面を児童に持って帰らせる。	
緊急度 3	①近隣市内において凶悪事件が発生し、凶器を持った犯人が町内に移動する可能性がある場合。 ②町内で不審者による声かけ等の事案が発生し、犯人がまだ付近にいる可能性ある場合。 ③登校後、町内に暴風警報が発令される等、自然災害の発生が予想される場合。	・集団下校の対応を行う。 →集団下校について（マニュアル）を参照 ※暴風、大雨等の緊急時に児童を保護者に確実に送り届けることを目的とします。	引渡しになった場合、保護者に引渡すまでは、学校が責任をもって児童を預かります。
緊急度 4	①学校襲撃予告、学校爆破予告、あるいは子どもに危害を加える等の予告があった場合。 ②子どもへの声かけ、車等による追尾、露出等の痴漢行為が連続して発生している場合。 ③登校後、町内に特別警報や暴風警報が発令される等、大きな自然災害の発生が予想される場合。		
緊急度 5	①凶悪犯が学校に侵入。あるいは凶器を持って学校付近にいる場合。 ②町内において子どもの連れ去りや子どもへの傷害等の事案が発生した場合。 ③震度 5 以上の地震が発生等、非常に大きな自然災害が発生した場合。	・引渡しの対応を行う。 →引渡しについて（マニュアル）を参照 ※非常災害等の緊急時に児童を保護者に確実に引き渡しすることを目的とします。	保護者に引渡すまでは、学校が責任をもって児童を預かります。

* 島本町HP「子どもの安全に係わる緊急対応ガイドライン（島本町教育委員会）」を参照